

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

番号	対象となる監督指針	コメントの概要	金融庁の考え方
1. コーポレートガバナンス・コードの適用開始を踏まえた監督指針の改正について			
1	主要行等向けの総合的な監督指針 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 保険会社向けの総合的な監督指針 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 貸金業者向けの総合的な監督指針	コーポレートガバナンスコードへの対応は、本来、市場規律によって改善されていくべきものであり、このような形で監督指針に記載されるのは違和感があるところ。コーポレートガバナンスコードの導入に関する着眼点については、東証の上場規程において適用対象となる会社のみであり、相互会社等、任意でコーポレートガバナンス報告書を作成している会社、あるいは作成する必要がなくまた作成もしていない会社については、本改正案における検証の対象外であるという理解でよいか。	コーポレートガバナンス・コードに則った取組みについては、貴見のとおり、上場会社を対象としています。
2	主要行等向けの総合的な監督指針 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 保険会社向けの総合的な監督指針 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 貸金業者向けの総合的な監督指針	本改正は、上場会社が、金融商品取引所の規定に基づき、「『コーポレートガバナンス・コード』の趣旨・精神を尊重してコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むように努める」こと、また、その際、原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明する対応（コンプライ・オア・エクスプレイン）が認められること等を確認的に記載したものであり、コーポレートガバナンス・コードに上乘せする規制を架す趣旨ではないという理解でよいか。	貴見のとおりです。
3	主要行等向けの総合的な監督指針 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 保険会社向けの総合的な監督指針 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	「以下の項目を含め、コーポレートガバナンス・コードに則って、適切に取組みを進めているか」との記載を受け、「Ⅱ－１－２（１）（２）」として、コーポレートガバナンス・コードの「原則１－４ いわゆる政策保有株式」および「原則４－８ 独立社外取締役の有効な活用」に係る記載が新設されている。	貴見のとおりです。

番号	対象となる監督指針	コメントの概要	金融庁の考え方
	な監督指針	この点、「以下の項目を含め」とされているとおり、当該記載は、あくまで例示であり、コーポレートガバナンス・コードの他の諸原則との間で軽重を付ける趣旨ではないという理解でよいか。	
4	保険会社向けの総合的な監督指針	コーポレートガバナンスコード対応については、作文として綺麗であるかではなく、実態を適切に表しているか、ステークホルダーとの対話を促進するものとなっているか、問題意識を持って継続的な議論や改善に向けた取り組みが行われているか、という視点を明示して保険監督に当たることが必要と考える。なお、保険会社には、他の会社にはない保険計理人という役職が経営管理態勢に重要な役割を果たすため、保険会社のためのコーポレートガバナンスコード追補版を作成することを検討すべき。	貴重なご意見として承ります。
5	保険会社向けの総合的な監督指針	コーポレートガバナンスコードの施行を受け、代表取締役の選任だけでなく、その候補者選び、トレーニング等の透明性、実効性という視点も求められるようになってきているところ。外国保険会社では、このような役割を担う取締役会は無いが、この場合、どのように上記の点について監督するのか、(取締役会のある本国に対しても何らかの監督を行われるのかも含め)、考え方如何。	<p>コーポレートガバナンス・コードに則った取組みについては、上場会社を対象としています。</p> <p>他方、外国保険会社等においては、本店による適切な監督・支援を受けつつ、国内におけるビジネスモデルや業務内容に応じて、適切な顧客保護を図ると共に、経営管理態勢、法令等遵守態勢、リスク管理態勢及び内部管理態勢を整備することが重要であり、かかる点について、日本拠点の業務の実態が本店において適切に把握・認識されているかを含め、検証を実施致します。</p>
6	保険会社向けの総合的な監督指針	保険契約者＝社員という、独特のステークホルダーを有する相互会社におけるコーポレートガバナンスに相当する視点が必要。	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、相互会社である保険会社についても、</p>

番号	対象となる監督指針	コメントの概要	金融庁の考え方
		取締役、監査役が社員の利益を代表する等、当たり前の視点を明確化し、確認すべき。	株式会社である保険会社と同様に、保険監督上の評価を行うこととしており（保険監督指針Ⅱ-1参照）、加えて、相互会社である保険会社に特有の総代会に関する着眼点も記載しております（同Ⅱ-1-2-1(9)等参照）。 上記の視点から、相互会社である保険会社におけるコーポレートガバナンスについても、適切な監督に努めてまいります。
7	保険会社向けの総合的な監督指針	コーポレートガバナンスコード対応のグッドプラクティスとされる会社名を聞くと、保険会社や金融機関が全く入っていないのは大変残念。保険会社等の公共性の高さを踏まえれば、水平的レビューも活用し、保険会社のベストプラクティスを確立し、業界のレベルアップのために金融庁が果たす役割はとて大きいのではないかと感じているところ、このような大きな方向性に基づき、コーポレートガバナンスコードの適用対象外とされる相互会社、非上場株式会社、外国保険会社に対しても、コーポレートガバナンス報告書を一般開示させるか、あるいは当局に報告させることも視野に入れるべきではないか。	貴重なご意見として承ります。
8	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	（別紙4）3-1全般 本件改正により、コーポレートガバナンス・コードの実施が非上場の金融商品取引業者に義務付けられるものではないことを念のため確認したい。	コーポレートガバナンス・コードに則った取組みについては、貴見のとおり、上場会社のみを対象としています。
<b>2. 会社法の平成26年改正（昨年5月1日施行）に伴う監督指針の改正について</b>			
9	主要行等向けの総合的な監督指針	このような経営管理の検証において重要なのが、親会社との関	貴重なご意見として承ります。

番号	対象となる監督指針	コメントの概要	金融庁の考え方
	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 保険会社向けの総合的な監督指針 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	<p>係。国内でいくら形式的に経営管理体制が整備されていたとしても、親会社の権限が強くて国内では何もできず、責任と権限の関係が曖昧(=実質的な権限はないのに、責任をとる必要はあるのか)、というのは良くある話。従って、このようなケースは、問題となりやすい類型的なものとして、監督指針においても、親会社との関係を検証視点に加えるべき。</p>	
10	主要行等向けの総合的な監督指針 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 保険会社向けの総合的な監督指針 少額短期保険業者向けの監督指針 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	<p>代表取締役の独断専行を排したり、社外取締役による意思決定の客観性の検証に実効性をもたせたりするためには、あるいは内部監査の実効性を高めるためには、実効性のある社内規程やプロセスの整備、職務分掌・付議基準の明確化、明確な指示内容・職務執行の記録・保存、決裁プロセスの透明性確保、検証可能なレベルでの報告資料・議事録の作成等が前提となる。このような内部統制の整備こそが、社内的には経営管理を有効なものとするとともに、貴庁による立入検査をも有効なものとするのではないか。特に、検査官の詳しくない専門分野においては、社内でも関連部門や他の取締役による監視、内部監査が機能しにくい面があるため、第三者の監視が働きにくいといえる。従って、経営管理態勢については、本改定案のような一般的な言及に加え、上記のような観点も追加する必要性が高いのではないか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
11	保険会社向けの総合的な監督指針	<p>東芝問題で明らかとなったように、グレーゾーンにおいては、会計監査人のように、職務執行の記録・保存をきちんとしている(会計監査人はそれが求められている)ため行政処分を受ける、会社役員のように、明確に法令違反をしない範囲できちんとした記録を残さない(役員はその裁量が大きい)ため責任を問われないこととなる。このことは、経営管理に係る保険監督を行う上での大</p>	<p>貴重なご意見として承ります。            金融機関による書類の作成・保存等については、法令等で規定されているところであり、保険会社の取組状況等を踏まえ、適切な監督に努めてまいります。</p>

番号	対象となる監督指針	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>きな教訓ではないか。保険会社の経営管理の監督においては、保険業法、会社法の精神に基づき、会社の職務執行を適切に記録させるよう、指針に適切な規定を求めたい。</p>	
12	<p>保険会社向けの総合的な監督指針</p>	<p>多くの会社が採用している執行役員制度に関する監督視点も必要ではないか。執行役員は善管注意義務を負わないため、取締役による監督義務はより重いものとなると考えられ、例えば、どのような権限が移譲されるのか、執行状況についてどのような報告を受けるのかについて明確に規定され、かつそれが適切に運用されているか等、検証視点は多いように思われる。外国保険会社の場合には、執行役員の職務執行状況の監督を担うのは誰なのか等、さらに明確化すべき点があるように思われるところ、会社のガバナンスに関する基本的かつ最も重要な部分であるため、再検討すべきではないか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
13	<p>保険会社向けの総合的な監督指針</p>	<p>公益社団法人日本監査役協会の監査役監査基準について、平成23年3月10日改正とあるが、改正会社法並びにコーポレートガバナンス・コードを踏まえた改正が平成27年7月23日付けで既に行われ、同協会から公表されているため、こちらを引用することが妥当ではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、改正日付を削除する形で修正しました。</p>
14	<p>主要行等向けの総合的な監督指針          中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針          保険会社向けの総合的な監督指針          少額短期保険業者向けの監督指針          金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針</p>	<p>このような各機関の役割についての検証ポイントをお上が与えるのも良いが、会社自身にエクस्पラインさせることこそがより重要ではないか。そうすることで、会社に望ましい機関設計を考えさせることになるとともに、金融庁がそれを理解することになり、ベターレギュレーションにつながるのではないか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

番号	対象となる監督指針	コメントの概要	金融庁の考え方
15	保険会社向けの総合的な監督指針	<p>保険会社では、各機関(保険計理人を含む、以下同様)の PDCA サイクルを整備し、もって各機関の有効な機能発揮に向けたさらなる取り組みを進めていると聞かすが、その一方で、このような取り組みにあまり熱心ではない会社もあるようで、そのような会社では、例えば、保険計理人については、意見書を書いて出せば良いだけの気楽な稼業となり、いわゆる計理人のモンスター化問題等、様々な問題が生じている可能性がある。このような視点についても検討が必要ではないか。</p>	<p>保険計理人については、保険監督指針Ⅱ-1-2-1(8)において監督上の着眼点を示しており、また、取締役及び取締役会に対して、保険計理人の適切性にかかる定期的な確認等を求めているところであり(保険監督指針Ⅱ-1-2-1(2)⑬等参照)、これらを踏まえ、適切な監督に努めてまいります。</p>
16	保険会社向けの総合的な監督指針	<p>保険会社の場合には、取締役会の監督機能の適切な発揮において、保険計理人による保険数理の観点からの助言に依拠する部分が非常に大きいと考える。例えば、保険計理人は、責任準備金の積立等に関する意見書を取締役会に報告することが求められており、取締役会はこれに依拠する形で、責任準備金の積立等の保険数理面に係る業務執行の適切性を監督していると考えられ、保険会社のコーポレートガバナンスに関する監督を行う上では、このような保険会社固有の観点が非常に重要であることから、監督指針の中でも明示的に言及しておくことが望ましいのではないかと考える。また、保険計理人には、取締役会の補助機能以外にも、保険監督当局の補助機能として、第三分野保険に関する意見書を主務官庁に提出することも求められているが、この場合についても、自己意見の表明とならないよう、保険計理人と商品数理部担当執行役の兼務についても、同様のことがいえるのではないかと考える。なお、上記のような監督指針上の対応が取られることは、非常に重要なことと考えるが、加えて、保険計理人の意見書に依拠する取締役会や主務官庁の観点に立てば、保険計理人の意見書内においても、</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、保険計理人の独立性については、保険監督指針Ⅱ-1-2-1(2)⑫、同(8)①等において求めているところです。</p> <p>なお、意見書においては、確認の方法その他確認の基礎とした事項を記載した附属報告書の添付が求められるため(保険業法施行規則 82 条 2 項)、保険計理人の意見の客観性を事後的に検証することは可能であると考えます。</p>

番号	対象となる監督指針	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>保険計理人の独立性についての説明や留意点に関する言及がなされるべきであると考え。よって、監督指針の改正と同時に、日本アクチュアリー会に対しても、上記のような形で保険計理人の実務基準の改正に向けた検討を求めることが必要ではないか。</p>	
17	<p>保険会社向けの総合的な監督指針</p>	<p>保険会社の取締役会の機能発揮状況に関して、一部の保険会社では、報告すべき議案が、報告すべきタイミングで、必要な詳細度をもって取締役会に報告されていないのではないかと。個人的に報告すべきと考えていても、部長レベルではなかなか変えがたいものがあり、役員の実務報告に対する姿勢というのが本質的な問題であるところ。保険会社の場合は、数理系の分野で特に顕著であると考え。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
18	<p>保険会社向けの総合的な監督指針</p>	<p>社外取締役の役割、重要性が強調されているが、社外取締役によるモニタリングを保険会社に当てはめた場合には、やはり保険数理に関する理解があることが重要ではないか。例えば、経営数理部担当執行役が適切に業務執行を行っているかを、数理面の知識のない社外取締役がモニタリングを行うのは困難と考えられるところ、会社の規模にもよるが、社外取締役の1人は数理に精通したものを当てるのも一案ではないか。また、社外取締役の選任には、対外的な説明を果たすという観点から、外見的な面も重要であるため、アクチュアリー会の重要委員会の委員を歴任していることが望ましい等の例示を検討すべきではないか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
19	<p>保険会社向けの総合的な監督指針</p>	<p>保険計理人の選任や定期的な適格性確認において、正会員としての資質の継続的維持、向上の重要性がうたわれているところ、先日のパブリックコメントであった日本アクチュアリー会の実務基準部会への参加の有無というのは、(これのみをもって不可とな</p>	<p>保険監督指針は、取締役会において選任する保険計理人については、当該保険計理人(選任しようとする者を含む。)が保険業法施行規則第78条に規定する要件に該当する者であるこ</p>

番号	対象となる監督指針	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>ることではないと思うが、) 保険計理人の選任時の適格性確認の視点のひとつとして考えられるのか。取締役会での選任議案の作成時の参考としたいため、ご教示頂きたい。</p>	<p>とに加え、公益社団法人日本アクチュアリー会において実施する継続教育において一定の研修の履修を達成している等、正会員としての資質の継続的維持・向上に努めている者であるなど、保険計理人として適切な者であるかについて定期的に確認することを求めることとしております(保険監督指針Ⅱ-1-2-1(2)⑬等参照)。</p>
20	<p>保険会社向けの総合的な監督指針</p>	<p>監督指針案の中で、保険計理人の選任に関する視点に言及されているが、最近では、保険計理人は、リスク統括部の担当役員と兼務するケースが多いものと思料する。これは、保険計理人とリスク統括部のセカンドライン的機能との類似性に着目したものかと思うが、このような業界の実情を踏まえると、保険計理人には、必須ではないものの、アクチュアリー会において、実務基準部会だけでなく、ERM 委員会等も歴任していることが望ましく、監督指針に例示してはどうか。</p>	<p>剰余金の分配又は契約者配当の具体的金額は経営判断にかかる事項であり取締役会又は総代会の決議によって決定され、保険計理人は、配当が公正・衡平であることの確認を実施する立場にあります(保険業法第55条の2第1項、第114条第1項、第121条第1項第2号)。</p> <p>また、取締役会は、各関連部門との連携等により、保険計理人に対し必要な情報を提供するなど保険計理人がその職務を十分に果たすことができる態勢を構築し、定期的にその機能状況を確認することが求められております(保険監督指針Ⅱ-1-2-1(2)⑭等)。</p> <p>なお、保険計理人の職責に鑑みれば、その確認業務にあたっては独立性が確保されること</p>
21	<p>保険会社向けの総合的な監督指針</p>	<p>経営管理体制の中で、取締役会や監査役会と並列して保険計理人が挙げられているが、そのそもそもの役割や位置づけについて、会社法やコーポレートガバナンスの中では議論されない点であるため、監督指針において、より具体的な記載が必要ではないか。</p> <p>例えば、社員配当率の決定は、取締役会、総代会の決議事項とされているものの、その適切性については、保険計理人の意見書に依拠しているというのが実態ではないか。しかし、保険計理人の意見書は、配当が過度でないことを確認しているだけであり、剰余金のうちのどれだけの割合を割り当てるべきかについては、何も意見をしていない。取締役会や総代会は、社員配当の決議にあたり、このような意見書にどこまで依拠することができるのか。言い換えると、取締役は保険計理人の意見書の受領のみをもって、当該領域における善管注意義務を果たしたといえるのか。</p> <p>また、このような意見書の位置づけを前提にすると、保険計理</p>	<p>剰余金の分配又は契約者配当の具体的金額は経営判断にかかる事項であり取締役会又は総代会の決議によって決定され、保険計理人は、配当が公正・衡平であることの確認を実施する立場にあります(保険業法第55条の2第1項、第114条第1項、第121条第1項第2号)。</p> <p>また、取締役会は、各関連部門との連携等により、保険計理人に対し必要な情報を提供するなど保険計理人がその職務を十分に果たすことができる態勢を構築し、定期的にその機能状況を確認することが求められております(保険監督指針Ⅱ-1-2-1(2)⑭等)。</p> <p>なお、保険計理人の職責に鑑みれば、その確認業務にあたっては独立性が確保されること</p>



番号	対象となる監督指針	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>人の職務の適切性を確保するための体制整備に関する方針は、他の内部統制と同等の重要性を持つものと考えられるので、取締役会決議事項の1つとして明示的に挙げるべきではないか。あるいは、保険計理人の職務は、監査役監査の重要な対象領域であると明記すべきではないか。そもそも保険計理人は、業務執行的な立場、社員の利益を代弁して立場、いずれからも独立した客観的立場のいずれの観点から意見すべきなのか。このような点につき、ご説明頂きたい。</p>	<p>が重要であると考えます（保険監督指針Ⅱ-1-2-1(2)⑫、同(8)①等）。</p>
22	<p>保険会社向けの総合的な監督指針</p>	<p>保険計理人の意見書の報告先は、監査役会設置会社、指名委員会等設置会社によらず、取締役会となっているが、これは取締役会の重要な業務執行の決定機能ではなく、業務執行の監督機能に着目したものと理解している。外国保険会社の場合は、国内に取締役会がないので、日本における代表者に報告されるようになっているが、日本における代表者は、会社法817条2項にあるとおり、業務執行を担う者であり、保険計理人の意見書の報告先としては、インセンティブのねじれが生じているのではないかと考えられる。</p> <p>また、保険計理人の職務執行にかかる監督を担うのも、日本における代表者一人となってしまう、保険計理人の職務の重要性を鑑みると、機関設計上、問題があると考えられるので、このような機関設計上の弱点を理解の上、補完することが求められるのではないかと考えられる。</p> <p>なお、日本アクチュアリー会との連携により、実務基準の改定の必要性についても検討頂きたい。</p>	<p>例えば責任準備金の適正な積立に関する意見のように、保険計理人が確認した結果に基づき取締役会が適切な判断を下すことを目的とするものは、取締役会の業務執行の決定機能に着目したものと考えます。</p> <p>なお、外国保険会社等の日本における代表者は、当該外国保険会社等の日本における業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有するものであり、かかる特性に鑑み、適切な監督に努めてまいります。</p>
23	<p>保険会社向けの総合的な監督指針</p>	<p>保険会社では、保険計理人は、非取締役でありながら、意見書の提出時だけでなく、取締役会の常任メンバーとすることが多い</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

番号	対象となる監督指針	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>ようだが、この点について、保険会社のガバナンスの観点から、保険計理人に何が求められているのかは必ずしも明確ではなく、監査役取締役会出席とは異なるように思われます。そもそも保険計理人は、会社と委任の関係にない(つまり、善管注意義務に問われない)という点との関係も不明。まだ答えの定まってない中、画一的な枠をはめる必要はないが、参考となる何らかの考え方を示すべきではないか。</p>	
24	<p>保険会社向けの総合的な監督指針</p>	<p>保険会社におけるガバナンスにおいては、保険計理人の役割をどう位置づけ、機能発揮させるのか、その適正性をどう確保するのかという視点が不可欠。この点、過去、貴庁では、以下の URL にあるように、今後の検討とする旨をたびたび表明されている。翻って今回の改正は、昨今のガバナンスに関する議論を取り込むためのものだが、そろそろ両者の議論を一体的に検討し、一定の結論を出すべき時期に来ているのではないか。なお、このような検討がなかなか行われない点について、どうも保険会社が財務危機に陥らなければ、何も検討しないという貴庁の組織文化が気になってならない。これは本質的には、何か起きても、保険会社に責任を取らせるだけで、貴庁が責任を問われる可能性は低い(説明責任がそれほど問われない)という、貴庁のガバナンスの問題でもあるようにも思われる。従って、本改正と関連し、中期的には、金融庁設置法の改正も視野に、検討を行う必要もあるように思われる。</p> <p><a href="http://www.fsa.go.jp/news/news_j/17/hoken/20060410-2.pdf">http://www.fsa.go.jp/news/news_j/17/hoken/20060410-2.pdf</a>  <a href="http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/f-20010626-2.pdf">http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/f-20010626-2.pdf</a></p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、保険計理人は、保険会社におけるガバナンスの観点からも重要であり、保険監督指針Ⅱ-1-2-1(8)等において、監督上の着眼点を明記しております。</p> <p>上記の着眼点に基づき、適切な監督に努めてまいります。</p>

番号	対象となる監督指針	コメントの概要	金融庁の考え方
25	保険会社向けの総合的な監督指針	<p>血液製剤偽造、免震偽造、会計不正等、最近、話題となった企業不祥事事件を見れば、会社のガバナンスで問題となるのは、次の二つであろう。一つは、会社の公式な意思決定プロセスを超越する、非公式なオールマイティ権限者の存在。規程上は、何々委員会の審議等のプロセスを求めているながら、実質はそのオールマイティが全てを決めているようなケースはよくある。これは、保険会社の監督をする上でも、会社の意思決定がよく見えなくなってしまうため、監督の実効性をほとんど無効化してしまうほどの威力がある。もう一つは、経営陣による知らぬ存ぜぬ、部下の暴走によるものとの言い訳。よく言われるように、経営陣には、内部統制の構築義務があり、その結果、このような言い訳はできないはずなのだが、いまだにこのような言い訳は相当の効力を有しているように思われる。保険会社で想定される最も恐ろしいケースの一つは、保険計理人による意見書が、所管部門の提出データに依拠しているため、そのデータの問題を理由に保険計理人が責任を逃れようとするのが考えられる。これは、保険計理人に不要な責任を課すことがないようにするための規定であるが、今日的な内部統制の議論の進展を踏まえ、再検討を求めたい。例えば、会社によっては、印鑑のない資料どころか、最新かどうかも分からない単なる電子データをもとに意見書を作成している危ういケースすらあるように聞く。保険計理人は、少なくとも、保険会社の内部統制を確認し、意見書に対する責任をもっと持つ必要があるだろう。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
26	保険会社向けの総合的な監督指針	<p>金融機関のグループ経営管理のあり方については、現在、金融審議会傘下の金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキン</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

番号	対象となる監督指針	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>グ・グループにおいて精力的な議論が行われているものと承知しているが、これらの議論は保険会社グループにおいても適用されるべきものが多い一方、例えば、グループ保険計理人(仮称)による保険会社グループの健全性の確認が必要ではないか等、保険会社固有の論点が議論されていないように思われる。本パブコメの改正においては、上記ワーキング・グループの議論、および同議論に含まれない保険会社固有の論点も踏まえた検討が必要ではないか。</p>	
27	<p>保険会社向けの総合的な監督指針</p>	<p>本パブリックコメントには、保険会社の機関設計として、監査役会設置会社、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社が挙げられていますが、外国保険会社が抜け落ちているのではないかと。外国保険会社には、取締役会、監査役の機関はなく、国内には業務執行機能のみが存在し、監督、監査機能は本社にある場合が多いが、このような特徴をもつ外国保険会社についての保険監督上の着眼点も必要ではないか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、保険業法に基づく監督は、原則として、その外国における保険業をも含めた外国保険会社等の業務全体に及ぶものではありませんが、日本における保険業に関する限りは、保険会社の場合と同様のものが適用され、経営管理の有効性等に疑義が生じた場合等には、必要な監督上の対応を行うこととしております(保険監督指針Ⅱ-1-3(6)参照)。</p>
28	<p>保険会社向けの総合的な監督指針</p>	<p>保険計理人は取締役会の諮問機能的性格を有しているため、内部監査の対象ではなく、取締役会や監査役による監督・監査のみを対象であるという理解でよいか。このような理解に基づき、外国保険会社の場合は、その機関設計上、取締役会、監査役を有さないことから、保険計理人は、日本国内では、監督・監査といった第三者の介入を一切受けることなく、完全な客観性と独立性を持ってその職務は執行されるものと理解している。</p>	<p>内部監査の対象範囲には、原則として組織体内のすべての業務活動が含まれますので、保険計理人が取締役会によって選任され、意見書が取締役会に提出されることを以てその職務執行が内部監査の対象から一律に除外されるものではありません。</p>
29	<p>保険会社向けの総合的な監督指針</p>	<p>保険会社のガバナンスといったときに思い出されるのが、イギ</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

番号	対象となる監督指針	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>リスエクイタブルのアポイントドアクチュアリーの問題。我が国でも、数理部門はその専門性の高さから、実質的に数理担当役員の専決で、結論のみの報告を形式的にするだけで、他者による検証は受けないというケースが多い。保険会社のコーポレートガバナンスという観点では、適切な保険数理機能の発揮こそが、保険契約者保護における根幹。つまり、保険計理人のありようが保険契約者保護にとって致命的となりうるという視点が重要。従って、保険計理人の選任、適格性の確認といった検証に留まらず、エクイタブルのような他国の経験をも取り込んだ上で、その職務執行のあり方等の検証についての具体的な視点の記載が必要ではないか。</p>	
30	保険会社向けの総合的な監督指針	<p>日本の保険会社では、下位役職者に権限移譲されることを、上が介入して決めるということがよく行われるが、このような役職に応じた組織機能が発揮されないと、組織としての有効性が低下するだけでなく、ガバナンスの歪みにつながると考えられるため、このような着眼点を監督指針へ記載すべきではないか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
31	保険会社向けの総合的な監督指針	<p>外資系保険会社では、本国が作成したグループレベルの規程を、あたかも国内の保険会社の規程でもあるかのように運用しているケースがしばしばあるように思うが、本来的には、国内保険会社においても、グループ規程を批准する、あるいはグループの規程内容を取り込んだ国内社の規程を別途整備する等のデュープロセスがあるべき。従って、このようなグループレベルの経営管理プロセスに関する視点を監督指針に記載すべきではないか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
32	保険会社向けの総合的な監督指針	<p>リスク統括部署がRAROCを算出している会社、保険計理人が保険商品のRAROCを算出してリスクテイク戦略の議論を主導してい</p>	<p>貴重なご意見として承ります。 リスク管理に関しては、各機関の役割（保険</p>

番号	対象となる監督指針	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>る会社、リスク統括部署と経営企画部署の担当役員が兼務の会社などもあるため、まずは会社としての基本的な経営の形がおかしくならないよう、各経営陣の役割だけでなく、3 Line of Defenseの考え方を明示すべきではないか。</p>	<p>監督指針Ⅱ-1-2-1(1)②、同(2)⑥等参照)に加え、統合的リスク管理態勢について着眼点を示しているところ(同Ⅱ-3参照)、上記着眼点に基づき、適切な監督に努めてまいります。</p> <p>なお、昨年7月に公表しました「金融モニタリングレポート」におきましては、3つの防衛線(Three Lines of Defence Model)を紹介し、「金融機関の経営陣においては、経営戦略等に応じて、各防衛線を構成する部門に十分な経営資源を配分し、それぞれが明確化された役割・権限のもとで責任を果たし必要に応じて連携を推進することで、より強固かつ健全なリスク管理の枠組みを整備していくことが期待される。」としております。</p>